

「新しいファシズムの萌芽」に警鐘

古村伸宏理事長が開会あいさつ。センター事業団玉木信博専務補佐、奥治副理事長（広島から）、本田宗哉弁護士、最初からの顧問弁護士で22年に亡くなつ



労協法第一条の横断幕を
背に講演する岡田弁護士

とは異なり、選挙という議会制民主主義の手続きを経て成立した。トランプはグリーンランドを賣うとか、パナマ運河を取り戻すとか普通では考えられないようなことを言っている。世界的にもアメリカ内部でも、インテリは「何を馬鹿な」と冷ややかにだが、国民、民

城は狭まるし、主人公である主体者の参加意識がなくなり、与えられる人になる。新しいファシズムの萌芽ともいえる。126兆円という日本の国家予算とほぼ同じ資産をなんと世界の中のたった5人が持ち(23年)、格差、貧困が蔓延している。これが今の世界の

岡田尚先生の傘寿を祝う会

岡田先生を囲み記念撮影



「実態だ」と強調。

さらに、「我が国は新しい戦前になる」とい

うタレントのタモリさん、タレントのタモリさんの警鐘について、①国の権力機構の動きは、安保3文書以降は全く幽止めがなく、いつ戦争が起きてもおかしくない、②国民、市民は国が大変なところに行っていることをほとんど知らされていない、あるいは意識が薄い、③マスコミの論調も権力監視の観点からの危機感が薄い、という3つの判断基準からみればタモリさんの言う通りだと指摘しました。

どこの馬の骨かと

労協連との出会いについては、1994

年、神奈川総評弁護団（現日本労働弁護団）事務局長をしていた時の話を紹介。

「労働連の奥治さんがアボもなく突然来られた。『雇用不安と労働の未来』という全国縦断シンポをやる。協力しろと。神奈川総評弁護団の幹事会で『面白い企画をもてこうという人が来た』と話したが、労働者協同組合連合会という組織は誰も知らない。『この馬の骨が判らないと』とろに事務局長が行くのはどう利用されるか分からない。やめた方がいい』という人もいた

が、僕は気にしないから横浜の集まりに行つて、頼まれたコーディネートをやった。でも、『俺は喋る方がいいんだ』と奥さんに言ったら、東京でのシンボでパネリストをさせてもらえた」

続いて95年7月、労働連トップセミナーで「オウム真理教問題に映し出された日本」の講演。96年労働新聞新年号では「震災・オウム・沖縄」という座談会に出席。

「95年は1月に阪神淡路大震災、3月に地下鉄サリン事件、9月には同僚の坂本弁護士

なに大きくなり、評価され、役割も増えたけど、課題も多い。ではこれからはどうなればいいのか。どうするか」と提起。

斎藤幸平さんの「人新世の『資本論』」に触れながら、「ワーカースコップほど今の世の中に求められているものはない。だから、皆さんに考えてほしいのは『生産手段の社会化と労働者協同組合の關係』だ。生産手段が資本家に独占されているから、自分たちが一生懸命生産したものの全てを受け取ることができない。剰余労働で資

本当に素晴らしい法になった労協法

労働者保護法理適用、労働者が主人公追求

「労働」「人権」とは

僕は「労働弁護団」といわれるが、労働組合のナショナルセンターだった総評（解散し、今は連合と全労連になっている）の中核労働組合である国労、全通の本部弁護団も務め、正確に言うなら「労働組合弁護団」だった。僕自身はどこかに雇われて働いたこと、額に汗して働いたことはない。その僕が「労働弁護団」などと偉そうに言えるのか。そんな思い

かというのをかなり意識的に考えていた。たとえば、「労働者の権利」と「人権」とは違う。「労働者の権利」というと、雇用労働における使用者に対する権利と限定されるが、人権というと、もっと広さがある。だからこそ労働者協同組合は面白いと思って、お付き合いをしてきた。今日は労協法の話をしたかった。2008年に最初の議員連盟が

充足、いろんな法案が出されたが、理想に燃えて集まったのだから働く人間の賃金は安くてもいい、という感じの案もあった。これではチーフ労働者づくりに使われると考えて労働弁護団は反対した。僕も、労働者保護法理がどうなるのか注目していた。労働者の血と汗で獲得したものを、「働き方が雇用労働ではないから適用されない」というようなことはありえない。ただ、だからといって、

のか。本当に労働者か主人公になるありようはないのか。これはこれで追求していかなければいけないのではと、言っていた。

課題、解決法、目的

最終的には、労働者保護法理は全て入り、本当に素晴らしい法律になった。とくに第二條。まず「この法律は、各人が生活との調和を保ちつつその意欲及び能力に応じて就労する機会が必ずしも十分に確保されていない現状

今の世の中では生活との調和を保ちつつ、意欲、能力に応じた就業機会が十分に確保されていないという、立憲事実がある。その現実をどうするのか。

「組合員が出資し、それぞれの意見を反映して組合の事業が行われ、及び組合員自らが事業に従事することを基本原理とする組織」を作るのだ。こう方法論をいう。

つまり、与えられるだけじゃだめだ、自分たちでこういう組織を

ける多様な需要に応じた事業が行われること」を促進するといっている。

就労の機会を与えてもらうのではなく、「創り出すんだ」と。それだけではなく、「地域の事業を促進する役目もある」と。

最後に、そうすることによって、「持続可能で活力ある地域社会の実現に資する」。これが目的だとなる。

つまり、今の社会の問題、その解決手段と方法を示し、持続可能

法律の一条を讀べた。それそれ第一項だが、刑法は「日本国内において罪を犯したすべての者に適用する。」民法は「私権は、公共の福祉に適合しなければならぬ。」

弁護士法は（弁護士の使命）と頭にあり、「弁護士は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする。」これは大きい。ただ、だんだんこの一条の使命から外れる事態がでてきて、ちよつと問題なところだ。

人、その前日少女暴行事件に抗議する沖縄の県民大会に9万人が参加した。人々の想いと怒りが行動となって表出した。95年はこの国の一つの分岐点だったと振り返りました。

生産手段社会化と労働協

そして、労働者協同組合法についての思いを述べ(別項)、「かつては小さい組織だったけど、顔が見えて、声がかえ、理想に燃えて、苦しかったけれど、楽しかった。今はこん

化では必ずしもない
生産手段の社会化にお
けるワーカーズコープ
の役割、これを具体的
なものとして考えるこ
とが求められているの
ではないか」と問いか
けました。

なお、体調不良で欠
席した相談役の永戸祐
三さんからは「労協弁
護団の先生たちに『労
働問題の本質』『協同労
働の未来展望』『労働と
人間発達』などについ
て先見的に説明してほ
しい」とのメッセージ
が寄せられました。

「組合員が出資し、それぞれの意見を反映して組合の事業が行われ、及び組合員自らが事業に従事することを基本原理とする組織」を作るのだ。こう方法論をいう。

つまり、与えられるだけじゃだめだ、自分たちでこういう組織を

最後に、そうすることによって、「持続可能で活力ある地域社会の実現に資する」。これが目的だとある。

つまり、今の社会の問題、その解決手段と方法を示し、持続可能

「弁護士法は（弁護士の使命）と頭にあり、
「弁護士は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする。」これは大きい。
ただ、だんだんこの一条の使命から外れる事態がでてきて、ちょっと問題なところだ。

た」と振り返りました。

生産手段社会化と労働者協同組合について、

そして、労働者協同組合について、の思いを述べ（別項）、「かつては小さい組織だったけど、顔が見えて、声がかえ、理想に燃えて、苦しかったけれど、楽しかった。今はこん

けました。

なお、体調不良で欠席した相談役の水戸祐三さんからは「労協弁護団の先生たちに『労働問題の本質』『協同労働の未来展望』『労働と人間発達』などについて先見的に解明してほしい」とのメッセージが寄せられました。

等を踏まえ」とある。こんなことを書いている法律は他にない。憲法前文くらいだ。

今の世の中では生活との調和を保ちつつ、意欲、能力に応じた就業機会が十分に確保されていないという、立憲事実がある。その現実をとらえるのか。

作つてやるのだと。その組織を通して、「多様な就労の機会を創出すること」と「地域における多様な需要に応じける事業が行われること」を促進するといっている。

で活力ある地域社会の
実現に資するのだと。
素晴らしい一条だ。
念のためにいろんな
法律の一条を調べた。
それぞれ第一項が
が、刑法は「日本国内
において罪を犯したま
べての者に適用す
る。」民法は「私権は、
公共の福祉に適合しな

た。しかし、暗いだけでなく、神戸でのボランティア活動、10月の坂本合同葬に2万6千人、その前日少女暴行事件に抗議する沖繩の県民大会に9万人が参加した。人々の想いと怒りが行動となって表出した。95年はこの国の一つの分岐点だった。

かされている。だとすれば、生産手段を社会化しなければならぬ。ただ、それは国有化では必ずしもない。生産手段の社会化におけるワーカースコープの役割、これを具体的なものとして考えることが求められているのではないか」と問いか

「さらに、『我が国は新しい戦前になる』とい

労協連との出会いに
ついては、1994

はどう利用されるか分からぬ。やめた方がいい』という人もいた。

淡路大震災、3月に地下鉄サリン事件、9月には同僚の坂本弁護士一家の遺体が発見され

懸命生産したものの全てを受け取ることができない。剰余労働で資本家の利益のために働

— 岡田尚先生の傘寿を祝う会 —

つ戦争が起きてもおかしくない、②国民、市民は国が大変なところに行っていることをほとんど知らされていない、あるいは意識が薄い、③マスコミの論調も権力監視の観点からの危機感が薄い、という3つの判断基準からみればタモリさんの言う通りだと指摘しました。

がアボもなく突然来られた。『雇用不安と労働の未来』という全国縦断シンポをやる。協力しろと。神奈川総評弁護団の幹事会で『面白い企画をもってこようという人が来た』と話したが、労働者協同組合連合会という組織は誰も知らない。『どこの馬の骨か判らない』と云るに事務局長が行くの

「55年は1月に阪神
会に出席。

か」と提起。

斎藤幸平さんの「人新世の『資本論』」に触れながら、「ワーカースコア」ほど今の世の中にも求められているものはない。だから、皆さんに考えてほしいのは『生産手段の社会化』と労働者協同組合の關係だ。生産手段が資本家に独占されているから、自分たちが一生

岡田先生を囲み記念撮影

うタレントのタモリさんの警鐘について、①国の権力機構の動きは、安保3文書以降は全く歯止めがなく、い

年、神奈川総評弁護士
（現日本労働弁護団）
事務局長をしていた時
の話を紹介。
「労協連の奥治さん

が、僕は気にしないから横浜の集まりに行つて、頼まれたコーディネートをやった。でも、『俺は喋る方がいい

なに大きくなり、評価され、役割も増えたけど、課題も多い。ではこれからどうなればいいのか。どうするの